

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

従業員を増やすと、税金が減額されます。

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当期末の従業員数が前期末の従業員数に対して5人以上(中小企業については2人以上)及び10%以上増加している場合には、20万円に増加従業員数を乗じた額が税金から控除されます。ただし、当期の法人税の10%(中小企業については20%)相当額が限度とされています。

【摘要要件】

この制度の適用を受けるためには、次の①から⑥までの要件をすべて満たしていることが必要です。

①青色申告書を提出していること。

②前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと。

③(当期末の従業員数－前期末の従業員数) \geq 5人(中小企業については2人)

④増加従業員割合 \geq 10%

増加従業員割合 = (当期末の従業員数－前期末の従業員数) \div 前期末の従業員数

⑤給与等支給額 \geq 前期の給与等支給額 + (前期の給与等支給額 \times 増加従業員割合 \times 30%)

⑥風俗営業等の事業でないこと。

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店等。

また、事業年度開始後2ヶ月以内に公共職業安定所に雇用促進計画の提出を行い、事業年度終了後2ヶ月以内に都道府県労働局又は公共職業安定所で上記適用要件の②から④までの要件について確認を受け、その際交付される雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写しを確定申告書に添付する必要があります。